

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月22日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101044号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100141号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和51年1月4日から昭和50年3月21日に訂正し、昭和50年3月から同年12月までの標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

昭和50年3月21日から昭和51年1月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年3月21日から昭和51年1月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における昭和50年3月21日から昭和51年1月4日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和50年3月から同年12月までの標準報酬月額については17万円とする。

昭和50年3月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年3月21日から昭和51年1月4日まで

昭和50年1月15日にA社に入社した後、同年3月20日までは見習期間であったものの、同年3月21日から本採用となった後は給与から厚生年金保険料が控除されていた。給料支払明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給料支払明細書(以下「給料明細書」という。)により、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、日本年金機構からの回答及び給料明細書により、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時に

おける報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、17万円であると認められるところ、請求者は、当該標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料より低い額の厚生年金保険料を請求期間に事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料額から、7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和50年3月21日から昭和51年1月4日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、昭和51年1月4日から昭和56年2月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が厚生年金基金の記録における資格取得年月日である昭和51年1月4日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和50年3月21日から昭和51年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 昭和50年3月21日から昭和51年1月4日までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書及び日本年金機構の回答により確認できる本来の報酬月額から、昭和50年3月から同年12月までは17万円とすることが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101046号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100142号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月11日から平成30年2月1日まで

平成26年4月から平成30年1月まで継続してA社に勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。最後の数か月は給与も未払いで、最後には事業主も音信不通になったが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成29年10月分支払給与明細を提出し、A社の代表取締役を退任した平成26年6月10日の翌日である同年6月11日以降、平成30年2月1日まで同社に勤務していた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、請求者が居住していたB市から提出された平成29年度(平成28年分)市民税・県民税申告書によると、請求者は平成28年1月から同年12月まで収入がなかった旨を同市へ申告しており、申告書の2枚目には「9/26 本人 TEL 預貯金で生活とのこと。」と記載されていることが確認できる上、平成29年度市民税・県民税内訳書において、所得金額が0円となっている。

また、B市は、平成27年度、28年度、30年度及び31年度分について、請求者は市民税・県民税の申告をしていない旨回答していることから、請求者の平成26年から平成30年までの期間における給与収入及び保険料控除について確認できない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は平成26年6月10日に同社の代表取締役を退任していることが確認できるものの、取締役等の就任記録は確認できず、雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、請求期間同時にA社を管轄するC年金事務所は、同社所在地への現地調査等を行った上、平成29年8月1日を以て厚生年金保険の適用事業所の要件は満たしていないものと認定している。

また、請求期間当時の事業主に文書照会を行ったものの、宛所不明により返戻された上、請求者は同僚への照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。